産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討経緯等について

1. 平成 23 年度における検討

(1)検討概要

平成 23 年度に 3 回にわたり開催された環境配慮契約法基本方針検討会廃棄物ワーキンググループ(以下「廃棄物 WG」という。)において、「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項(案)」がとりまとめられ、また、契約方式として総合評価落札方式の除算方式を採用することが適当であるとされたところである。しかしながら、調達者が産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の具体的な評価項目(入札参加要件、事業者の環境負荷低減に向けた取組等の指標)や評価基準、配点ウエイト等については、十分な検討を行うことができず、結論を得るに至っていない状況であった(詳細は参考を照)。

(2)総合評価落札方式と包括協議

会計法(昭和22年3月31日法律第35号)においては、第29条の3第1項に規定されているとおり、「一般競争契約」が原則とされているものの、一般競争契約における落札者決定は最低価格落札方式による場合が多く、価格のみの競争による弊害¹も指摘されている。このため、価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式である総合評価落札方式²が公共工事を中心に検討・採用されてきた。ただし、国の機関が総合評価落札方式に基づく契約の実施に当たっては、財務大臣との協議が必要³となる。

総合評価落札方式による産業廃棄物の処理に係る契約の適用拡大を図るために、包括協議の調整⁴を財務省と進めてきたところ、昨年度の第3回廃棄物 WG 後の財務省との協議の中で、現状では、具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定でき

¹ 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針について」(平成 17 年 8 月 26 日閣議決定)においては「厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札の急増、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっている」とされた。
² 「会計法」第 29 条の 6 第 2 項:「価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。」と規定されている。これが総合評価落札方式の法的根拠となっている。

³ 「予算決算及び会計令」第 91 条第 2 項:「各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。」と規定されているため、1 件ごとに財務大臣と個別協議が必要。

⁴ 財務大臣との包括協議が整った場合は、個別協議が不要となる。

ないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難 との結論に至り、新たな契約方式の検討が必要となった。

2. 昨年度検討された契約方式について

昨年度の廃棄物 WG において検討された契約方式である「最低価格落札方式」「総合評価落札方式」及び「プロポーザル方式」について、それぞれの契約方式に関する考え方を整理すると、以下のとおりである。

<u>最低</u>価格落札方式

価格のみの競争による最低価格落札方式は、公共工事において指摘された弊害の 懸念が顕著となっているため、国の調達においては、価格以外の側面を評価する手 法が検討・実施されてきた。このため、昨年度の廃棄物 WG においても、価格のみ の競争である単純な最低価格落札方式ではなく、価格以外の側面をも評価できる代 表的な手法である総合評価落札方式とプロポーザル方式について主に議論してきた。

総合評価落札方式

前述1(2)のとおり、現状では、具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、総合評価落札方式の採用は困難であり、新たな契約方式の検討が必要と判断された。

プロポーザル方式

プロポーザル方式は、業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案(プロポーザル)に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に採用される方式であるが、業者選定に当たり価格面での競争を行わない(又は行う場合もそのウエイトが低い)という特徴があることから、産業廃棄物の処理に係る契約には必ずしもそぐわない契約方式であるとされた。

3.新たな契約方式について

(1) 裾切り方式の検討

参考の2(1)産業廃棄物の処理に係る契約の基本的な考え方に示されたとおり、 当該契約の特性、産業廃棄物の処理に当たって必要な環境配慮、発注に当たっての要件等については、その考え方に変更があるものではない。

契約方式については、前述2のとおり、総合評価落札方式、プロポーザル方式の採用が困難となったため、次善策として、基本方針の契約類型では「電気の供給を受け

る契約」や「船舶の調達の係る契約」のうち小型船舶において採用されている入札参加資格を満足する申込者の中から価格に基づき落札者を決定する<u>裾切り方式(最低価格落札方式における入札参加条件を規定する手法)を採用</u>することが、以下の点から適当ではないか。なお、裾切り方式の場合は、財務省との包括協議は不要となる。

- 入札参加資格に処理業者の産業廃棄物の適正処理の経験や能力、処理に伴い 生ずる温室効果ガス等の排出削減に係る技術力等を設定することにより、これらの取組を推進する事業者を評価した上で、価格競争を行うこと
- 入札参加資格が設けられることにより、技術力等を有さない処理業者の参入 に対する一定の歯止めとなり、<u>著しい低価格で落札される可能性が相対的に</u> 低くなるものと考えられること
- 総合評価落札方式やプロポーザル方式に比べて、契約事務の簡素化が図られ、 契約担当官等の事務負担が軽減できること

表 総合評価落札方式及び裾切り方式の特徴

項目等	総合評価落札方式	裾切り方式
参加・受注 事 業 者	不良・不適格事業者の排除が可能となる 同様な内容の案件の場合、受注事業者に偏 りがでるおそれがある	不良・不適格事業者の排除が可能となる 裾切り基準の設定レベルにより、入札参加 資格を有する事業者の質が変動する
技術力等の 向上・育成	技術力等の向上のインセンティブとなる 優れた技術力等を有する事業者の信用が 高まり、優良事業者の育成につながること が期待される	裾切り基準を満足するための事業者の取 組の進展が期待される
コスト	コストアップにつながるおそれがある 高度な技術力等が必要な場合に特に有効 である(定型的な場合は有効性が低い)	入札参加資格を付与された中で、価格競争 を行うため、コストの低減につながる
低価格入札	過度な低価格入札のおそれは低くなる(ただし、技術力等が低い事業者には、より低価格の入札を助長する可能性がある)	過度な競争による低価格入札のおそれは 低くなる
手続・時間	入札・契約手続が複雑になり、契約にいた るまでに多くの時間を要する場合がある 技術提案資料の作成に時間と労力が必要 である 地方公共団体の場合は学識経験者からの 意見聴取が必要となる	入札・契約手続は比較的簡便であり、契約 までに要する時間も長くない場合が多い 入札応募書類の作成に対応が必要である
新規参入	実績を評価する場合は新規事業者の参入 が困難となる場合がある	裾切り基準に実績を設定する場合は新規 事業者の参入が困難となる場合がある
評価基準・ 事業者選定	厳密な客観性の確保が困難な場合がある 技術力等の評価に当たり、発注側の選定力 が必要となる 評価結果に対する説明責任が生ずる	裾切り基準を満たすか否かに関する確認 となるため、一定の客観性は確保される

(2)裾切り方式に採用する要素

昨年度の廃棄物 WG において示された産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目案をベースに裾切り方式に採用する要素を検討する。具体的には、事業者の環境配慮への取組、優良基準への適合状況を評価する。

なお、裾切り方式において複数の要素をポイント制で評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与える方式(電気の供給を受ける契約の方式⁵と同様)とするか、必要な資格として複数の要素を定め、当該要素をすべて満足する事業者に限り入札参加資格を与える方式にするかについては、裾切りに採用する要素を勘案しつつ、検討するものとする。

_

^{5 「}環境配慮契約法パンフレット」の電気の供給を受ける契約参照

参考 1

【平成 23 年度環境配慮契約法基本方針検討会第 1 回廃棄物ワーキンググループ資料】 (参考 2 について同じ)

表 環境配慮契約法基本方針及び解説資料における契約方式等

契 約	契約方式等	備考
電気の供給を受ける契約	・一般競争入札(最低価格落札方式)	環境配慮契約法附則第 4 項の規
	<u>における入札参加条件を規定(裾</u>	定による裾切り方式。
	<u>切り方式)</u>	なお、法附則第 3 項で、総合評
		価落札方式が今後の検討課題と
		されている(法施行後 5 年目に
		検討)。
自動車の購入等に係る契	・燃費と価格による総合評価落札方	グリーン購入法の特定調達品目
約	式 (除算方式)	に該当する場合は、自動車の判
		断の基準を満足することが前提
		条件。
船舶の調達に係る契約	・概略設計又は基本設計については	設計の発注に当たって温室効果
	環境配慮型船舶プロポーザル方式	ガス等の排出削減に配慮する内
	・ <u>小型船舶については一般競争入札</u>	容をテーマとした技術提案を求
	<u>(最低価格落札方式)における入</u>	める。
	札参加条件を規定(裾切り方式)	小型船舶については燃料消費率
		及び排出ガスの基準を設定。
ESCO 事業に係る契約	・総合評価落札方式(加算方式・除	国の機関の場合は総合評価落札
	算方式)	方式が妥当。地方公共団体等は
	・プロポーザル方式	両方式が可能。
建築物に関する契約	・建築設計に係る契約における環境	環境配慮型プロポーザル方式の
	配慮型プロポーザル方式	実施に加えて、設計成果に求め
		る環境保全性能を契約図書に明
		記することも求めている。

最低価格落札方式・総合評価落札方式・プロポーザル方式の比較

T					
項目等	最低価格落札方式	総合評価落札方式	プロポーザル方式		
定義等	(下段参照)	価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式 財務省通知「公共調達の適正化について」(平成 18年8月25日付け財計第2017号)	プロポーザル(技術提案書)の提出を求め、技術的に 最適な者を特定する手続き 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等 の特定手続きについて」(平成6年6月21日付け建設 省厚契発第269号・建設省技調発第135号・建設省営 建発第24号)		
会計法の規定	第29条の6第1項 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。(後略)	第 29 条の 6 第 2 項 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの(・・略・・)をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。	第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。		
事業者による提案の位置づけ	(最低価格落札方式において事業者提案はない)	落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。 契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。	プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。 プロポーザル方式では、技術提案には具体的設計案を求めることはせず、設計を委託するに相応しい組織と人を選ぶことを目的としたものであることから、環境配慮契約法基本方針では「経済性にも留意して妥当と判断される場合は、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとする。」としている。		
		10 責任の所在とペナルティ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図 書において施工方法等を指定しない部分の工事に関 する建設業者の責任が軽減されるものでないこと、ま た、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再 度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額 の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書又は技術資 料作成要領及び契約書に記載するものとする。 「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」 (平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 32 号・建 設省技調発第 147 号・建設省営建発第 132 号)	プロポーザル方式は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の成果の一部を求めるものではない旨を明記すること。 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」(平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号・建設省技調発第191号・建設省営建発第70号)		
適用の表示の共和の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	国土交通省直轄工事においては、「特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事」	1 入札者の提示する性能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に、工期額並びして、工期額が立て、工期額がでする補償費等の支出額等」という。)によずる補償費等の支出額等」という。という。というのととでは、工事では、1、人札という。)が認める工事では、2 入札という。)が認める工事では、2 入札という。)が認める工事では、2 入札という。)が認める工事では、2 人札という。)が認める工事価格の差異ではなどの性能・機能に相当程度の差異で性が認める工事においては、特別な安全対策、事価をと大臣が認める工事の提示する性能をでは、特別な安全対策、事価をと大臣が認める工事においてと認める工事においてといる工事においてといる工事においてといる工事においてという。 1 ~ 3 の工事に必ずると、「特にの大臣が認める工事においてといる工事においてという。 1 ~ 3 の工事にが記める工事においてという。 1 ~ 3 の工事に必ずるとすると、「特にの力が認める工事においてという。)においるでは、1 ~ 3 の工事にが記める工事においてという。 2 の の 大臣が認める工事においてという。 3 の 工事においてという。 3 の 工事によいる主事においてという。 3 の 工事によいる主事によいるによいる。 3 の 工事によいるによいるによいる。 3 の 工事によいるによいるによいるによいるによいるによいる。 3 の 工事によいるによいるによいるによいるによいるによいるによいるによいるによいるによいる	都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、店報計画調査、店額資素、店調査、店調査、店調査、店調査、店調査、店調査、店調査、店調査、店調査、店調査		
	「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日付け国地契第78号・国官技第129号・国営計第82号)	することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(平成12年9月公共工事発注省庁申合せ) 印は「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」	務 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」(平成 12 年 7 月 26 日付け建設省厚契発第25 号・建設省技調発第 119 号・建設省営建発第 47 号)		
適用範囲の考え方・公共工事・今後の建設コンサルタント	式によらない場合	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	技術が要求される業務であって、提出された技術提案 に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を 期待できる場合		
業務等	(平成 21 年 3 月 設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会、平成 23 年 6 月改定 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会)				
具体例(印: 環境配慮契約 法基本方針で 具体的に定め ているもの)	物品購入(電気の供給を受ける契約、 小型船舶の調達に係る契約を含む) 役務提供 等	公共工事、調査事業、広報事業、研究開発事業、自動車の調達、 ESCO事業、スーパーコンピュータの購入又は借入、コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達 等	建設コンサルタント業務等(建築設計業務を含む) 船舶の設計、各種調査業務、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業誌編纂業務、PFI 事業に関するアドバイザリー業務 等		